

交通安全いきいき情報

令和6年5月号

富山県警察本部交通企画課 (076)441-2211 (内線 5043)



ご存じですか? 自転車の交通ルール!

● 車道通行(左側通行)が原則!

車道の左側に寄って通行しましょう。

背筋をピンと伸ばした姿勢で、前方の安全を確かめながら、通行しましょう。



● 70歳以上は歩道通行可!

右の場合は、普通自転車は歩道を通行することができます。

歩道では、歩行者の通行が優先です。

車道寄りを徐行しましょう。

歩行者の通行を妨げるときは、自転車から降りましょう。

① 「普通自転車歩道通行可」を示す標識や標示がある場合

② 自転車を運転する人が

● 13歳未満の子供

● 70歳以上の高齢者

● 身体が不自由な人

③ 車道通行が危険な場合



「歩道通行可」を示す標識(上)と道路標示(下)

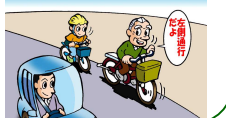


自転車安全利用五則



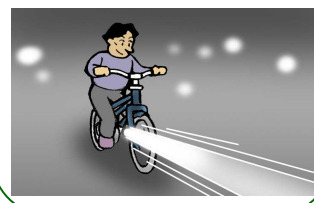
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

70歳以上の方は、歩道を通行することができます!



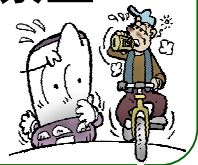
3 夜間は ライトを点灯

ライトを点灯させ、他者に自分の存在を知らせ交通事故防止に努めましょう!



4 飲酒運転は禁止

自転車は、車両の仲間! 飲酒運転は厳禁です! 飲んだら乗るな! 乗るなら飲むな!



2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

交差点では、交差道路の車や歩行者等の有無を確認しましょう。



5 ヘルメットを着用

自転車を安全に利用するために、子供だけでなく、大人もヘルメットを着用しましょう!



自転車用ヘルメットの着用を!



- 自転車用ヘルメットを着用しましょう!
- 頭への衝撃を軽減してくれます。

令和5年4月1日から、
全年齢層を対象に努力義務化されています。



おしゃれなヘルメットもあるよ!



富山県内の交通事故発生状況 (令和6年4月末現在)

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和6年	593件	6人	680人
(高齢者)	146件	4人	117人
令和5年	594件	11人	661人
(高齢者)	183件	6人	130人

※ 高齢者とは65歳以上の方です。